

# 奈良県立医科大学図書委員会細則

制定 昭和38年6月11日  
最終改正平成27年4月1日

第1条 奈良県立医科大学附属図書館管理規程第3条の規定にもとづき、奈良県立医科大学図書委員会（以下「図書委員会」という。）を置く。

第2条 図書委員会は、附属図書館長、附属図書館次長及び4名の委員をもって組織する。

- 2 前項の委員の定数は、教養教育部門、医学科基礎医学教育、臨床医学教育及び看護学科及びの専任教員から各1名とする。
- 3 附属図書館長が必要と認めるときは、委員以外のものを図書委員会に出席させることができる。

第3条 附属図書館長は図書委員会の会議を招集し、その議長となる。

第4条 第2条第1項の委員は、教育研究審議会の審議を経て学長が任命する。

- 2 学長は委員に欠員が生じる場合は、前項の規定にもとづき、すみやかに委員を補充しなければならない。

第5条 第2条第1項の委員の任期は2年とする。

- 2 前条第2項により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第6条 図書委員会は、次の事項について審議する。

- 1 図書館の運営に関する事項
- 2 期間リポジトリの運用に関する事項
- 3 その他附属図書館に関する重要な事項

第7条 記録処理のため、議長は記録係員を任命しなければならない。

第8条 図書委員会の庶務は、教育支援課において処理する。

附則

- 1 この細則は、昭和36年6月11日から施行する。
- 2 この細則施行後最初に選任される委員の任期は、第5条の規定にかかわらず基礎・臨床・進学のうち、各1人は2年、他の1人は1年とする。この場合において、各委員の任期は学長がくじで定める。

附則（昭和46年4月13日）

この細則は、昭和46年4月13日から施行する。

附則（昭和50年7月26日）

この細則は、昭和50年4月1日から適用する。

附則（昭和52年11月1日）抄

この細則は、昭和52年11月1日から施行する。

附則（平成16年3月8日）

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附則（平成19年4月11日）

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附則（平成27年6月4日）

この細則は、平成27年6月4日から施行し、平成27年4月1日から適用する。